C_eは、次の算式により算定した量とする。

$$\sum_{i=1}^{k}(m_i\times\mu)+s_e$$

m_iは、当該複数立地事業所に設置されている複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備がk基ある場合のi番目の複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料の重量をトンを単位として表した値とする。

μは、当該複数立地事業所に設置されている複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備ごとに次の値とする。

当該複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備のうち当該対象原子力発電供用施設所在市町村に係る部分の設備床面積

当該複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備の設備床面積

s_eは、当該複数立地事業所に設置されている複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備以外の試験研究用等使用済燃料貯蔵設備のうち当該市町村に設置されているものに貯蔵されている対象使用済燃料の重量をトンを単位として表した値の合計値とする。

二　a_2は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備が設置されていない事業所ごとに、前項第四号に規定するDを求める算式により算定した金額の合計額とする。

三　b_1は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されている複数立地事業所ごとに、次の算式により算定した金額の合計額とする。

$$A_c\times\frac{C_c}{B_c}$$

A_cは、当該複数立地事業所内に設置されている実用発電用使用済燃料貯蔵設備ごとに前項第五号に規定するEを求める算式により算定した金額の合計額とする。

B_cは、当該複数立地事業所内に設置されている実用発電用使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料の合計値とする。

C_cは、次の算式により算定した量とする。

$$\sum_{i=1}^{k}(n_i\times\nu)+s_c$$

n_iは、当該複数立地事業所に設置されている複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備がk基ある場合のi番目の複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料の重量をトンを単位として表した値とする。

νは、当該複数立地事業所に設置されている複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備ごとに次の値とする。

当該複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち当該対象原子力発電供用施設所在市町村に係る部分の設備床面積

当該複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備の設備床面積

s_cは、当該複数立地事業所に設置されている複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備以外の実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち当該市町村に設置されているものに貯蔵されている対象使用済燃料の重量をトンを単位として表した値の合計値とする。

四　b_2は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されていない事業所ごとに、前項第五号に規定するEを求める算式により算定した金額の合計額とする。

五　c_1は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地対象原子力発電供用施設の対象期間における発電電力量の合計に三十一円を乗じて得た金額に、次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。ただし、当該施設のうち、使用が開始された日から申請年度の前会計年度の末日までの期間が十五年以上のもの、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が三十年以上のもの及び四十年以上のものについては、前段の金額に、それぞれ一億円に次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額を加えた金額とする。

当該複数立地対象原子力発電供用施設のうち当該対象原子力発電供用施設所在市町村に係る部分の予定建設費

当該複数立地原子力発電供用施設の予定建設費

六　c_2は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地対象原子力発電供用施設以外の対象原子力発電供用施設の対象期間における発電電力量の合計に三十一円を乗じて得た金額とする。ただし、当該施設のうち、使用が開始された日から申請年度の前会計年度の末日までの期間が十五年以上のもの、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が三十年以上のもの及び四十年以上のものについては、前段の金額に、それぞれ一億円を加えた金額とする。

3　前二項の規定にかかわらず、対象関連設備（対象原子力発電供用施設の利用に供する取水路又は放水路をいう。以下この条において同じ。）のみがその区域内において設置されている市町村の区域に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額と、当該対象関連設備がその利用に供される対象原子力発電供用施設がその区域内において設置されている対象原子力発電供用施設所在市町村の区域に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額との配分については、当該対象関連設備及び当該対象原子力発電供用施設が設置されている一の事業所のうちそれぞれの市町村に係る部分の面積の比率に応じ、主務大臣が配分するものとする。

4　一の対象原子力発電供用施設所在市町村に係る交付金の交付限度額の前三項までの算定の対象となる期間は、対象原子力発電供用施設（対象関連設備のみがその区域内に設置されている場合にあっては「対象関連設備」をいう。以下この項において同じ。）の使用が開始された日（対象関連設備のみがその区域内に設置されている場合にあっては、当該対象関連設備を利用に供する原子力発電供用施設の使用が開始された日）が属する会計年度の翌会計年度（現に第六条第一項の規定に基づく交付金の交付が行われている会計年度を除く。）から当該対象原子力発電供用施設が廃止される日（対象関連設備のみがその区域内に設置されている場合にあっては、当該対象関連設備を利用に供する原子力発電供用施設が廃止される日）が属する会計年度までとする。ただし、当該対象原子力発電供用施設が廃止された場合においては、次の各号に掲げる交付金の交付限度額については、それぞれ当該各号に定める会計年度までとする。

一　当該対象原子力発電供用施設に係る第一項第四号及び第五号に規定する対象使用済燃料の貯蔵量に係る交付金の交付限度額　当該原子力発電供用施設に設置されている原子炉から生じた全ての対象使用済燃料が事業所外に搬出される日が属する会計年度

二　当該対象原子力発電供用施設に係る第一項第五号に規定する当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち湿式貯蔵設備の貯蔵能力に係る交付金の交付限度額　当該湿式貯蔵設備において対象使用済燃料が適切に貯蔵されなくなる日、当該湿式貯蔵設備から全ての対象使用済燃料が搬出される日又は当該対象原子力発電供用施設が廃止される日から十年を経過した日のいずれか早い日が属する会計年度

三　当該対象原子力発電供用施設に係る第一項第五号に規定する当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち乾式貯蔵設備の貯蔵能力に係る交付金の交付限度額　当該乾式貯蔵設備の使用を終了するために、当該乾式貯蔵設備から全ての対象使用済燃料が搬出される日が属する会計年度

5　市町村合併により、対象原子力発電供用施設所在市町村の区域に変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該区域内の原子力発電供用施設の着工が確実となった場合にあっては、当該原子力発電供用施設に係る交付金の交付限度額については、合併前の対象原子力発電供用施設所在市町村の区域を市町村とみなして前項までの規定を適用する。